

10. 令和6年度沖縄県医師会医療ITセミナー (2/19)の件 (報告・比嘉理事)

去る2月19日(水)本会館において開催した標記セミナーでは、「医療DXの概要と医療現場への影響」をテーマに、日本医師会ORCA管理機構取締役副社長の上野智明氏より「医療DXの現状と現場の取組み」と題して、株式会社琉球光和コンサルティング事業部事業部長石川裕基氏より「構造的に高コスト化する医療経営環境下の、採用・教育・機械(IT)・外注のベストバランスを理解する」と題して説明が行われた(参加者92名)。

<書面報告>

1. 令和6年度沖縄県精神科救急医療体制連絡調整委員会(2/10)の件(報告・平安副会長)

去る2月10日(月)WEB形式にて開催された標記委員会では、精神科救急医療体制整備事業報告、精神科救急医療責任者等連絡会報告が行われた後、「平日日中(精神科救急システム時間外:9時~17時)の精神科救急受診について、当番病院で対応困難な患者の受入れ体制要領の改正について、精神科救急における外国人患者への対応について協議が行われた。

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。
下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	研修医	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	初期研修医	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例:平成29年4月1日出産した場合→平成30年度が減免	医師法に基づく研修医の期間	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖縄県医師会 経理課 TEL:098-888-0087